

第4節 地域の実情に即した取組の強化

1 地域の強みを活かした取組支援

地方公共団体の取組の支援

2013（平成25）年度補正予算で創設された「地域少子化対策強化交付金」（2015（平成27）年度補正予算より「地域少子化対策重点推進交付金」に名称変更）では、結婚支援とともに、男性の家事・育児への参画を促進する取組や、乳幼児との触れ合い体験、子育て支援パスポート事業など、地方公共団体が行う結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援している。

2017（平成29）年度においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年6

月2日閣議決定）の推進のため、地域の総合的な結婚支援や、地域の体制整備・人材育成に係る先進的な取組を支援した。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に資する多様な交流の機会の提供など、地方公共団体と連携した企業・団体・学校等の自主的な参加による取組等を支援した。

なお、「地域少子化対策」に関しては、内閣府内で申請等窓口を共同化しつつ、結婚に関する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を「地域少子化対策重点推進交付金」で支援し、これらの支援対象以外の官民協働、地域間連携、政策間連携等を通じた先駆的な取組を「地方創生推進交付金」で支援する。